

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月30日
【会社名】	株式会社SUMCO
【英訳名】	SUMCO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 会長兼CEO 橋本 眞幸
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目2番1号
【電話番号】	03-5444-0808
【事務連絡者氏名】	社長室経理部長 窪添 伸一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目2番1号
【電話番号】	03-5444-0808
【事務連絡者氏名】	社長室経理部長 窪添 伸一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年3月29日開催の当社第17期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

普通株式1株につき10円の配当を行うものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、改正会社法）により、移行が可能となった「監査等委員会設置会社」への移行に関する規定の変更等を行うものであります。役付取締役に関する規定の削除を行うものであります。

改正会社法により、責任限定契約を締結することができる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、当該契約の対象者を「取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）」とする変更を行うものであります。

剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするため、剰余金の配当等に関する規定の変更等を行うものであります。

A種種類株式及びB種種類株式に関する規定の削除を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、橋本眞幸、瀧井道治、遠藤晴充、降屋久、平本一男、井上文夫、目代史朗、前川晋の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

監査等委員である取締役として、吉川博、片濱久、田中等、三富正博、太田信一郎、中西孝平の各氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額4億6千万円以内（うち社外取締役は年額5千万円以内）とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額1億1千万円以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	2,320,022	4,214	0	(注)1	可決(98.80%)
第2号議案	2,073,751	250,475	0	(注)2	可決(88.31%)
第3号議案				(注)3	
橋本 眞幸	2,246,102	78,126	0		可決(95.65%)
瀧井 道治	2,272,707	51,521	0		可決(96.78%)
遠藤 晴充	2,121,307	202,921	0		可決(90.34%)
降屋 久	2,122,756	201,472	0		可決(90.40%)
平本 一男	2,121,288	202,940	0		可決(90.33%)
井上 文夫	2,122,539	201,689	0		可決(90.39%)
目代 史朗	2,122,449	201,779	0		可決(90.38%)
前川 晋	2,122,422	201,806	0		可決(90.38%)
第4号議案				(注)3	
吉川 博	2,111,100	213,136	0		可決(89.90%)
片濱 久	2,111,302	212,934	0		可決(89.91%)
田中 等	2,273,850	50,386	0		可決(96.83%)
三富 正博	2,280,923	43,313	0		可決(97.13%)
太田 信一郎	2,277,383	46,853	0		可決(96.98%)
中西 孝平	2,276,994	47,242	0		可決(96.97%)
第5号議案	2,318,635	5,026	577	(注)1	可決(98.74%)
第6号議案	2,317,773	5,883	577	(注)1	可決(98.70%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 賛成、反対及び棄権の意思の表示に株主総会に出席した株主が有する議決権の数の一部を加算しなかった理由
本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案に関して賛否が確認できた議決権の数の集計により、各議案が可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は、それぞれの意思の表示に係る議決権の数に加算しておりません。

以上